

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:羽生市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.4 %
全職員	65.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	95.2 %
本庁課長補佐相当職	98.8 %
本庁係長相当職	102.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.7 %
31～35年	93.1 %
26～30年	89.7 %
21～25年	88.4 %
16～20年	86.4 %
11～15年	96.0 %
6～10年	87.9 %
1～5年	82.9 %

【説明欄】

- 対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 任期の定めのない常勤職員とは正規職員を指します。
- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び会計年度任用職員を指し、短時間勤務者も含まれます。
- 再任用職員（短時間）、会計年度任用職員（パートタイム）など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしています。
例) 週20時間勤務の職員：20時間÷38.75時間（正規職員の勤務時間）＝0.51人/月
- 2（1）役職段階別 本庁部局長・次長相当職については女性職員がいないため算出不可。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。